

平成28年川俣町議会第3回定例会会議録

平成28年川俣町議会第3回定例会は、6月2日川俣町役場議場に招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

1番 高橋清美君	2番 高橋道弘君	3番 高橋真一郎君
4番 高橋道也君	5番 菅野意美子君	6番 新関善三君
7番 黒沢敏雄君	8番 佐藤喜三郎君	9番 石河清君
10番 遠藤宗弘君	11番 菅野清一君	12番 斎藤博美君

2. 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3. 出席議員は、次のとおりである。

応招議員と同じである。

4. 欠席議員は、次のとおりである。

不応招議員と同じである。

5. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町長	古川道郎君	副町長	伊藤智樹君
会計管理者兼会計室長	高野誠市君	総務課長	佐藤広一君
企画財政課長	佐藤修一君	町民税務課長	羽賀洋一君
保健福祉課長	丹野雅直君	産業課長	寺島喜美夫君
建設水道課長	斎藤和弘君	原子力災害対策課長	宮地勝志君
教育委員長	佐藤捷善君	教育長	神田紀君
教育次長兼学校教育課長	増賀喜芳君	子育て支援課長	佐藤真寿夫君
生涯学習課長	山口功君	農業委員会会長	鳴原秀雄君
選挙管理委員長	佐藤覚雄君	代表監査委員	斎藤庸夫君

6. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 大内 彰 書記長 岡 健一

7. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

議案の上程

町長提案要旨の説明

請願・陳情の委員会付託

諸般の報告

- 議報告第 3 号 例月出納検査の結果報告について
- 報告第 2 号 寄附採納報告
- 報告第 3 号 町が資本金を出資している法人の経営状況を説明する書類の提出について
- 報告第 4 号 平成 27 年度川俣町継続費精算の報告について（一般会計・工業団地造成事業特別会計）
- 報告第 5 号 平成 27 年度川俣町継続費繰越しの報告について（一般会計）
- 報告第 6 号 平成 27 年度川俣町繰越明許費繰越しの報告について（一般会計）
- 報告第 7 号 平成 27 年度川俣町事故繰越しの報告について（一般会計）
- 報告第 8 号 平成 27 年度川俣町水道事業会計予算繰越しの報告について
- 議案第 45 号 専決処分の報告及びその承認について
（専決第 1 号 平成 27 年度川俣町一般会計補正予算（第 9 号））
（説明）
- 議案第 46 号 専決処分の報告及びその承認について
（専決第 2 号 平成 27 年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号））（説明）
- 議案第 47 号 専決処分の報告及びその承認について
（専決第 3 号 平成 27 年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第 3 号））（説明）
- 議案第 48 号 専決処分の報告及びその承認について
（専決第 4 号 平成 27 年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号））（説明）
- 議案第 49 号 専決処分の報告及びその承認について
（専決第 5 号 平成 27 年度川俣町工業団地造成事業特別会計補正予算（第 1 号））（説明）
- 議案第 50 号 専決処分の報告及びその承認について
（専決第 6 号 平成 27 年度川俣町奨学資金特別会計補正予算（第 2 号））（説明）
- 議案第 51 号 川俣町税条例等の一部を改正する条例（説明）
- 議案第 52 号 川俣町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例（説明）
- 議案第 53 号 川俣町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例（説明）
- 議案第 54 号 川俣町税特別措置条例の一部を改正する条例（説明）
- 議案第 55 号 川俣町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（説明）
- 議案第 56 号 川俣町いじめ防止等対策委員会設置条例の一部を改正する条例

(説明)

議案第57号 動産の取得について(説明・質疑・討論・採決)

議案第58号 町道路線の認定及び変更について(説明)

議案第59号 平成28年度川俣町一般会計補正予算(第1号)(説明)

議案第60号 平成28年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
(説明)

議案第61号 平成28年度川俣町介護保険特別会計補正予算(第1号)(説明)

◎開会及び開議の宣告

○議長（斎藤博美君） ただいまの出席議員は、12人です。定足数に達しておりますので、平成28年第3回川俣町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。 (午前10時41分)

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、議長において、1番議員 高橋清美君、2番議員 高橋道弘君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第2，会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期、議事運営について、議会運営委員長から報告いたします。
議会運営委員長。

○議会運営委員長（高橋道弘君） 議会運営委員長の高橋でございます。

本定例会の会期及び審議予定につきましては、去る5月27日に議会運営委員会を開催し、協議しました結果、次のとおり決定いたしましたので、ご報告をいたします。
まず、会期は本日から7日までの6日間といたします。

次に、審議日程であります。第1日目の本日は、議案の上程、町長から提案要旨の説明を受けた後、請願・陳情の委員会付託を行い、諸般の報告、例月出納検査の報告、寄附採納報告等を受けます。その後、一般議案13件の提案内容の説明を受け、動産の取得1件について審議・採決を行います。さらに、平成28年度補正予算3件について提案内容の説明を受け、午後2時ごろ散会の予定であります。なお、本会議終了後は、総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会を開催をさせていただきます。

第2日目の3日金曜日は、午前10時に本会議を開議し、一般質問を行い、正午ごろ散会の予定であります。なお、一般質問は2名の方を予定をしております。なお、本会議終了後は、予算常任委員会、決算常任委員会、総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会を開催をさせていただきます。

第3日目の4日、第4日目の5日は、土曜日、日曜日のため休会といたします。

第5日目の6日月曜日は、予算常任委員会、決算常任委員会、総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会を開催をさせていただきます。

本定例会最終日であります第6日目の第7日火曜日は、午前10時から議会運営委員会、午前11時から全員協議会を開催いたします。その後、本会議を午後1時に開議し、常任委員長から、請願・陳情の審査結果について報告を受けた後、一般議案13件、平成28年度補正予算3件について質疑・討論・採決を行います。なお、追加議案が予定されておりますので、これらを全て議了して、午後5時ごろ閉会の予定であります。

以上のとおり決定いたしましたので、議員各位のご協力をお願いいたしまして報告といたします。

○議長（斎藤博美君） ただいま報告いたしました日程でご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 異議なしと認めます。

よって、会期は6日間と決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長(斎藤博美君) 日程第3, 本定例会に付議されました議案は、お手元に配付したとおりでありますので、一括上程いたします。

◇

◇

◇

○議長(斎藤博美君) 日程第4, 町長から提案要旨の説明を求めます。

町長。

ここで提案要旨を配付いたします。(提案要旨配付)

○町長(古川道郎君) 皆様、おはようございます。

本日ここに、平成28年第3回川俣町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中、ご参集を賜りましたことに、心から御礼を申し上げます。ありがとうございました。

私は、昨年12月以来病氣療養中でしたが、その間、議員の皆様初め多くの町民の方々に、多大なるご心配、ご迷惑をおかけしたことに対し、おわび申し上げますとともに、温かい励ましの言葉をおかけいただくなどご厚情をいただきましたことに対し、心より感謝申し上げます。おかげさまをもちまして、5月8日に退院することができ、16日より執務に復帰しております。今後は、通院によるリハビリを行いながら、より一層の回復に努めてまいりますので、ご理解の上、変わらぬご支援を賜りますようお願いいたします。

また、4月に発生した熊本地震により、亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様へお見舞い申し上げ、一日も早い復旧・復興がされますことを衷心よりご祈念申し上げます。

さて、本定例会に提出いたします案件は、報告が7件、議案等は17件であります。議案の内訳といたしましては、地方自治法第179条の規定により、専決処分を行った6件と、条例の一部改正が6件、動産の取得が1件、町道路線の認定及び変更が1件、平成28年度の補正予算が3件でございます。

これらの提案要旨を申し上げますことに先立ちまして、町の復興、地域創生等、当面の課題等について述べさせていただきます。

初めに、山木屋地区の帰還の取り組みについて申し上げます。

震災から5年が経過し、生活圏の除染等、復興事業に一定の進捗が認められることから、地区への帰還時期について、私としては、8月末の避難解除を目標としたいと説明させていただいたところでもあります。現在、6月中ごろの調整、地区懇談会開催を目指して準備を進めており、住民の皆様と協議を進めてまいりたいと考えております。

新庁舎建設の進捗状況についてご報告いたします。

5月末現在、建設工事の進捗状況は全体の約50%という状況です。予定どおり6

月末の庁舎建物完成、9月の引き渡しと同時に、外構部分を着工し、早期の開庁を目指して進めてまいります。

また、合併60周年の記念行事につきましても、庁舎の完成に合わせて開催できるよう、計画してまいります。

次に、地域創生の取り組みについてご報告いたします。

地域創生のかなめである子育て支援の充実のため、新たに設置した子育て支援課が職員7人体制でスタートいたしました。今後は、出産から育児まで切れ目のない支援により、子どもを安心して産み育てられるよう、子育て支援センターの設置を検討するなど、施策の推進を図ってまいります。

それでは、主な提出議案等の要旨についてご説明申し上げます。

初めに、報告第2号から第8号までは、寄附採納などについて報告を行うものでございます。

議案第45号から第50号までは、平成27年度各会計に係る補正予算の専決処分
の報告を行い、その承認をいただくものでございます。

議案第51号から議案第56号までは、条例の改正であり、地方税法等の改正に伴い
所要の改正を行うもの、議案第57号、動産の取得は、議会の議決に付すべき契
約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により議決を求めるもの、また、
議案第58号は、道路法の規定により町道路線への認定及び変更をするもので、
認定3路線、変更1路線でございます。

また、議案第59号、議案第60号及び議案第61号の3件の補正予算についてご
説明を申し上げます。

議案第59号、平成28年度川俣町一般会計補正予算（第1号）につきましては、
人件費で4月の人事異動に伴う組み替えなど、緊急に措置すべきものを計上いたしま
した。その主な内容といたしましては、除染対策事業として、小島地区第1仮置場側
溝修繕工事、施設修繕工事として川俣小学校玄関ホール軒天補修工事、中央公民館防
火ダンパー等改修工事などを計上しております。これによる一般会計補正予算の総額
は、2,033万5,000円となり、本年度の予算総額は、118億223万5,0
00円となります。

議案第60号、平成28年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につ
きましては、国保税の負担軽減策を講じるもので、所要の補正を行うものでござい
ます。

議案第61号、平成28年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、4月
の人事異動に伴い、人件費減額分を一般会計繰入金
の減額として計上するものです。

以上でございますが、これら議案の詳細につきましては、提案の都度、各担当課長
に説明をいたさせますので、ご審議の上、可決を賜りますようお願い申し上げまして、
提案要旨の説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

すみません。訂正させていただきたいことがございました。私が説明した中で、ち
よっと時期等、金額等が違っておりましたので、訂正、おわび申し上げながら訂正さ

せていただきます。

まずは2ページであります、庁舎の改修関係であります。8月末の完成予定なん
であります、それ、6月と申しあげました。8月に訂正願います。

次に3ページであります、補正予算の関係であります。本年度の予算総額であり
ます、ここ、118億233万5,000円のところを223万と申しあげました。
33万に訂正願います。よろしく願いいたします。

以上であります。どうもありがとうございました。よろしく願いします。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第5、請願・陳情の委員会付託を行います。

議会事務局長。

○議会事務局長（大内 彰君） 別紙文書表により朗読した。

○議長（斎藤博美君） 請願・陳情は、ただいま文書表朗読のとおりであります。

請願第4号「生活道路の町道認定に関する請願書」、陳情第5号「福島県織物同業
会の事務所機能移転について（お願い）」、以上2件を総務産業常任委員会に付託いた
します、会期中の審査をお願いします。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第6、ここで議会関係の諸般の報告をいたします。

最初に議会事務局から報告いたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（大内 彰君） 議会事務局から報告いたします。

今定例会の一般質問の通告は、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

また、3月定例会で可決されました意見書につきましては、それぞれ関係機関に送
付いたしましたので報告いたします。

以上で議会事務局からの報告を終わります。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 次に、一部事務組合について報告いたします。

初めに、伊達地方消防組合議会定例会について報告願います。

新関善三君。

○6番（新関善三君） おはようございます。伊達地方消防組合議会の報告をいたします。

平成28年3月28日午前10時、伊達地方消防組合議会定例会が組合事務所に招
集され、高橋真一郎議員とともに出席してまいりました。

付議事件は、議案11件でありました。議案11件は、審議の結果、原案のとおり
可決されたことを報告いたします。なお、細部については、お手元に配付のとおりで
す。

これで報告を終わります。

○議長（斎藤博美君） 次に、伊達地方衛生処理組合議会定例会・臨時会について報告願
います。

菅野意美子君。

○5番（菅野意美子君） 伊達地方衛生処理組合議会の報告をいたします。

平成28年3月28日午後1時、伊達地方衛生処理組合議会定例会が組合事務所に招集され、高橋道弘議員とともに出席してまいりました。

付議事件は、議案12件でありました。議案12件は、審議の結果、それぞれ原案のとおり可決されたことを報告いたします。

また、平成28年5月20日午後2時30分、伊達地方衛生処理組合議会臨時会が組合事務所に招集され、高橋道弘議員とともに出席してまいりました。

付議事件は、議案2件でありましたが、審議に先立ち、議長、副議長選挙が行われ、議長に伊達市議会の菅野喜明議員が、副議長に国見町議会の八島博正議員が、それぞれ選任されました。議案2件は、審議の結果、原案のとおり可決されたことをご報告いたします。なお、細部については、お手元に配付のとおりです。

これで報告を終わります。

○議長（斎藤博美君） 以上で諸般の報告を終わります。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第7，議報告第3号「例月出納検査の結果について」を報告いたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（大内 彰君） 別紙報告書を朗読した。

○議長（斎藤博美君） なお、例月出納帳の結果については、お手元に配付のとおりであります。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第8，報告第2号「寄附採納報告」を報告いたします。

総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 別紙報告書を朗読した。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第9，報告第3号「町が資本金を出資している法人の経営状況を説明する書類の提出について」、当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤修一君） 別紙報告書を朗読した。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第10，報告第4号「平成27年度川俣町継続費精算の報告について（一般会計・工業団地造成事業特別会計）」、当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤修一君） 別紙報告書を朗読した。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第11，報告第5号「平成27年度川俣町継続費繰越しの報告について（一般会計）」、当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤修一君） 別紙報告書を朗読した。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第12，報告第6号「平成27年度川俣町繰越明許費繰越しの報告について（一般会計）」、当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤修一君） 別紙報告書を朗読した。

◇ ◇ ◇

○議長（斎藤博美君） 日程第13，報告第7号「平成27年度川俣町事故繰越しの報告について（一般会計）」、当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤修一君） 別紙報告書を朗読した。

◇ ◇ ◇

○議長（斎藤博美君） 日程第14，報告第8号「平成27年度川俣町水道事業会計予算繰越しの報告について」、当局の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） 別紙報告書を朗読した。

◇ ◇ ◇

○議長（斎藤博美君） お諮りいたします。

日程第15，議案第45号から日程第20，議案第50号までは、平成27年度各会計補正予算の専決処分に関する議案であります。

以上6件を一括議題とし、所管が同じ議案はまとめて説明を受けたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしとの声があり、異議なしと認めます。

よって、以上6件は一括議題とすることに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長（斎藤博美君） 日程第15，議案第45号「専決処分の報告及びその承認について（専決第1号 平成27年度川俣町一般会計補正予算（第9号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤修一君） 議案第45号、専決処分の報告及びその承認について（専決第1号 平成27年度川俣町一般会計補正予算（第9号））について説明した。

◇ ◇ ◇

○議長（斎藤博美君） すみません。発言者に申し上げます。ここで昼食のため休憩とし、再開は午後1時からとします。 （午後0時01分）

◇ ◇ ◇

○議長（斎藤博美君） 再開します。 （午後1時00分）

◇ ◇ ◇

○議長（斎藤博美君） 企画財政課長、発言を求めます。

企画財政課長。説明を続けてください。

○企画財政課長（佐藤修一君） 議案第45号、専決処分の報告及びその承認について（専決第1号 平成27年度川俣町一般会計補正予算（第9号））について説明した。

◇ ◇ ◇

○議長（斎藤博美君） 日程第16，議案第46号「専決処分の報告及びその承認について（専決第2号 平成27年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」、日程第17，議案第47号「専決処分の報告及びその承認について（専決第3号 平成27年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第3号）」、日程第18，議案第48号「専決処分の報告及びその承認について（専決第4号 平成27年度川俣町後期高齢者特別会計補正予算（第3号）」、以上3件を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） 議案第46号、専決処分の報告及びその承認について（専決第2号 平成27年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」、議案第47号、専決処分の報告及びその承認について（専決第3号 平成27年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第3号）」、議案第48号、専決処分の報告及びその承認について（専決第4号 平成27年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」について説明した。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第19，議案第49号「専決処分の報告及びその承認について（専決第5号 平成27年度川俣町工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） 議案第49号、専決処分の報告及びその承認について（専決第5号 平成27年度川俣町工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）」について説明した。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第20，議案第50号「専決処分の報告及びその承認について（専決第6号 平成27年度川俣町奨学資金特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（増賀喜芳君） 議案第50号、専決処分の報告及びその承認について（専決第6号 平成27年度川俣町奨学資金特別会計補正予算（第2号）」について説明した。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） お諮りいたします。

日程第21，議案第51号から日程第26，議案第56号までは、条例の一部改正に関する議案であります。

以上6件を一括議題とし、所管が同じ議案はまとめて説明を受けたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、以上6件は一括議題とすることに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長（斎藤博美君） 日程第21，議案第51号「川俣町税条例等の一部を改正する条例」、日程第22，議案第52号「川俣町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例」、日程第23，議案第53号「川俣町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例」、日程第24，議案第54号「川俣町税特別措置条例の一部を改正する条例」、日程第25，議案第55号「川俣町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」、以上5件を議題といたします。

当局の説明を求めます。町民税務課長。

ここで資料を配付します。（資料配付）

○町民税務課長（羽賀洋一君） 議案第51号、川俣町税条例等の一部を改正する条例改正文の読み上げは省略いたします。

平成28年6月2日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

ご説明申し上げます。

平成28年度税制改正に伴い、地方税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日公布され、4月1日に施行されたことにより、川俣町税条例の規定について所要の改正をするものであります。

改正の主な内容であります。延滞金の取り扱いの見直し、医療費控除の対象項目の追加、法人税の税率引き下げ、わがまち特例制度の導入による再生可能エネルギー発電施設の減額制度、軽自動車のグリーン化特例の1年延長などがございます。

それでは、内容につきまして、配付させていただきました川俣町税条例等の一部を改正する条例の概要により、説明させていただきます。あわせて新旧対照表をご覧ください。

資料の1ページ、第19条、第43条、第48条、及び資料の2ページ、第50条につきましては、延滞金の算定の見直しをするものであります。国税における延滞税の計算期間等の見直しに準じて、法人町民税、個人町民税の延滞金の取り扱いについて見直しをしたものでございます。

第34条の4でございますが、法人税税率でございます。これは、法人税割の標準税率の引き下げで、9.7%から6%に引き下げる内容でございます。

続きまして、附則の改正であります。

附則第6条は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の創設であります。医療費の増大を抑制し、個人の健康管理に係る自発的な取り組みを推進する観点から、検診等の適切な健康管理のもとで、医療費を医療用から転用いたします一般用医薬品の購入代金を支払った場合において、総所得金額から控除することができる医療費控除の特例の創設されたものでございます。

次に、附則第10条の2の規定は、地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例であります。今回の改正により、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置を拡充を行うものでございます。第8項では、現行の固定買い取り制度の以外の設備で、自家消費型太陽光発電設備及び風力発電設備の課税標準の特例で、町の条例で定める割合を3分の2とするものでございます。第9項では、水力発電設備、地熱発電設備及びバイオマス発電設備の課税標準の特例で、条例で定める割合を2分の1とするものでございます。

続きまして、附則第16条第2項から第3項、第4項につきましては、軽自動車税の税率の特例で、環境負荷の軽減の観点から平成27年度に創設されました軽自動車の燃費基準の達成度による75%から25%の軽減税率を適用するグリーン化特例（軽課）についての1年間延長をするものであります。

2条につきましては、平成27年度税制改正において、たばこ税に関する経過措置の規定であり、法改正により規定を整備するものでございます。

以上で、議案第51号、川俣町税条例等の一部を改正する条例の説明といたします。ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第52号、川俣町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例

川俣町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例（平成24年川俣町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第64条」を「第74条」に、「第65条」を「第75条」に改める。

第2条中「平成28年3月31日」を「平成33年3月31日」に、「第64条」を「第74条」に、「第65条」を「第75条」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の川俣町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の規定は、平成28年4月1日から適用する。

平成28年6月2日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

福島復興再生特別措置法第74条及び第75条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

ご説明申し上げます。

川俣町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部改正につきましては、福島復興再生特別措置法の一部改正に伴い、本条例の第1条及び第2条の規定を改正するものでございます。

改正につきましては、第1条及び第2条に規定しております同法の該当部分の条番号が改正されておりますので、これにあわせて改正するものでございます。

また、第2条の課税免除の規定のうち、その適用期間について平成28年3月31

日を平成33年3月31日まで延長するものであります。

なお、本条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は4月1日に遡及して適用するものでございます。

以上、議案第52号、川俣町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部改正の条例の説明といたします。ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第53号、川俣町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例

川俣町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例（平成25年川俣町条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条中「平成28年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の川俣町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例の規定は、平成28年4月1日から適用する。

平成28年6月2日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

福島復興再生特別措置法第26条及び第38条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

ご説明申し上げます。

川俣町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例の一部改正につきましては、福島復興再生特別措置法の一部改正に伴い、第2条の企業立地促進区域内における課税免除、及び第3条、避難解除区域等内における課税免除の規定を改正するものでございます。

第2条及び第3条の規定のうち、その適用期間について平成28年3月31日を平成33年3月31日まで延長するものであります。

なお、本条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は4月1日に遡及して適用するものでございます。

以上、議案第53号、川俣町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例の説明といたします。ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第54号、川俣町税特別措置条例の一部を改正する条例

川俣町税特別措置条例（昭和49年川俣町条例第30号）の一部を次のように改める。

第4条の2中「平成28年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の川俣町税特別措置条例の規定は、平成

28年4月1日から適用する。

平成28年6月2日提出

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。ご説明申し上げます。

川俣町税特別措置条例の一部改正につきましては、省令の一部改正に伴い、第4条の2の企業立地促進法の集積区域内における課税免除の規定を改正するものでございます。

第4条の2の規定のうち、その規定期間について平成28年3月31日を平成29年3月31日まで延長するものであります。

なお、本条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は4月1日に遡及し適用するものでございます。

以上、議案第54号、川俣町税特別措置条例の一部を改正する条例の説明といたします。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第55号、川俣町国民健康保険税条例の一部を改正する条例改正文の読み上げは省略いたします。

平成28年6月2日提出

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

ご説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法の一部が改正されたことによるもので、平成28年度以降の国民健康保険税の所要の改正をするものであります。

改正の主な内容であります。国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税限度額の引き上げと、減額の対象となる所得基準の引き上げの改正であります。

配付いたしました資料をご覧ください。

川俣町国民健康保険税条例の一部改正する条例の概要により、説明させていただきます。あわせて新旧対照表をご覧ください。

第2条第2項は、基礎課税限度額の改正で、52万円を54万円に、第3項では、同じく後期高齢者支援金等の課税限度額17万円を19万円に、第23条は、国民健康保険税減額の対象となる所得の基準、7割、5割、2割軽減で、第1項では、減額措置後の基礎課税限度額52万円を54万円に、同じく後期高齢者支援金等の課税限度額17万円を19万円に改正するものであります。

2号では、5割納額を軽減する規定で、軽減判定所得の基準基礎控除額に26万円加えるを26万5,000円を加えるに改正するものであります。

第3号では、2割額を軽減する規定で、軽減判定所得の基準基礎控除額に47万円

を加えるを48万円を加えるに改正するものであります。

続きまして、改正附則であります。

第1条につきましては、施行期日を定めたものであります。

第2条につきましては、適用区分を定めたものであります。

また、按分率につきましては、本町におきましては、これまで平成25年度から資産割を縮小し、平成26年度において廃止、4方式から3方式に移行するなど改正を行ってまいったところでございます。

今年度の算定につきましては、平成27年度の按分率で算定いたしますと、予算額に対しまして比較しますと、予算額と国保税収入見込み額との比較いたしますと、3,490万円ほどの不足が応ずることから、この不足分を繰越金及び国保基金等で税負担軽減策として措置いたしまして、据え置きとするものでございます。

以上で、議案第55号、川俣町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明といたします。ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。



○議長（斎藤博美君） 日程第26、議案第56号「川俣町いじめ防止等対策委員会設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（増賀喜芳君） 議案第56号、川俣町いじめ防止等対策委員会設置条例の一部を改正する条例

川俣町いじめ防止等対策委員会設置条例（平成26年川俣町条例第31号）の一部を次のように改正する。

第8条中「こども教育課」を「学校教育課」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の川俣町いじめ防止等対策委員会設置条例の規定は、平成28年4月1日から適用する。

平成28年6月2日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

川俣町教育委員会事務局組織規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。ご説明申し上げます。

本条例は、第8条におきまして、いじめ防止等対策委員会の事務局庶務の担当課を規定しております。本年4月1日から川俣町教育委員会事務局組織規則の一部改正によりまして、こども教育課が学校教育課に課名が変更されたことに伴い、いじめ防止等対策委員会の庶務を担当いたします課の名称を改正するものでございます。

以上、議案第56号の説明とさせていただきます。ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（斎藤博美君） 日程第27、議案第57号「動産の取得について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 議案第57号、動産の取得について

町は、次のとおり動産を取得する。

1. 取得する動産の表示

(1) 物品名 消防ポンプ自動車（CD-I型）

(2) 数量及び価格

数量 1台

価格 2,084万4,000円

（うち消費税及び地方消費税154万4,000円）

2. 取得の方法 買い入れ

3. 取得の目的 消防用

4. 取得の相手方 宮城県仙台市青葉区一番町1-10-36

日本機械工業株式会社 仙台営業所

所長 佐藤和彦

平成28年6月2日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるものでございます。

ご説明申し上げます。

現在、町が所有している川俣町消防団第2分団へ配備している消防ポンプ車は、昭和60年に取得し現在に至っており、31年間利用し耐用年数を大幅に経過しております。今回、これを買替えるもので、予定価格が2,151万360円でございますので、取得に際しましては議会の議決を要するため、議案として提案したものでございます。

購入車両の概要でございますが、ダブルキャブ型、4ドア、ポンプ2基搭載、その他消火活動に必要な附属品一式完備でございます。

納期については、平成28年12月22日でございます。

入札につきましては、平成28年5月24日に指名競争入札により実施をいたしました。指名業者は、株式会社モリタ仙台支店、株式会社ホシノ郡山支店、和田自動車株式会社、福島消防資材株式会社、日本機械工業株式会社仙台営業所の5社でございます。そのうち日本機械工業株式会社仙台営業所が2,084万4,000円で落札したものでございます。

平成28年5月26日に仮契約を締結しましたので、本日の議会において議決を求めるため、提案をしたものでございます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（斎藤博美君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 討論なしと認めます。

これから議案第57号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第28、議案第58号「町道路線の認定及び変更について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） 議案第58号、町道路線の認定及び変更について町道の路線を次のように認定及び変更する。

1. 認定する路線

路線番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
3072	表屋敷・鍛冶屋線	川俣町大字秋山字表屋敷7-11先	表屋敷 地内
		川俣町大字秋山字鍛冶屋84先	
4056	岩阿久・和平線	川俣町大字小島字岩阿久26-1先	岩阿久 地内
		川俣町大字小島字和平4先	
6023	高屋敷線	川俣町大綱木字高屋敷9-3先	高屋敷 地内
		川俣町大綱木字高屋敷8先	

2. 変更する路線

路線番号	旧新別	路線名	起 点	重要な経過地
			終 点	
2174	旧	西町・雁ヶ作線	川俣町大字鶴沢字西町114-1先	西町 地内
			川俣町大字鶴沢字雁ヶ作64-2先	
	新		川俣町大字鶴沢字西町114-1先	
			川俣町大字鶴沢字鶴窪1-1先	

平成28年6月2日提出

(提案理由)

町道路線の認定及び変更を行うにあたり、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び同法第10条第3項の規定により、議会の議決を得るものでございます。

次の位置図によりご説明を申し上げます。

2ページの3072、表屋敷・鍛冶屋線につきましては、起点部の町道井戸上線を整備した際に、町と一緒に整備をしております。町道の認定基準を満たしております。町道認定の要望があったことから認定をするものでございます。

次の3ページの4056、岩阿久・和平線につきましては、国道349号と旧国道、現在は町道遠西田代線を結ぶ路線で、町道の認定基準を満たしてございます。昨年の豪雨災害で広瀬川にかかる木橋が流出し、早期復旧を要望されている状況でございます。今後、町道として管理するため認定をするものでございます。

4ページでございますが、6023、高屋敷線につきましては、議会に請願があったもので、町道認定基準を満たしており、今回認定を行うものでございます。

続いて5ページ、変更する路線。2174、西町・雁ヶ作線につきましては、西部工業団地の造成工事が終了したことから、終点の位置を変更し、約700メートルほど延長し、工業団地内の道路も町道として管理をするものでございます。

以上で、議案第58号、町道路線の認定及び変更についての説明といたします。ご審議よろしくお願い申し上げます。

◇ ◇ ◇
○議長（斎藤博美君） ここで休憩します。再開は2時25分です。
(午後2時09分)

◇ ◇ ◇
○議長（斎藤博美君） 再開します。
(午後2時25分)

◇ ◇ ◇
○議長（斎藤博美君） お諮りいたします。

日程第29、議案第59号から日程第31、議案第61号までは、平成28年度各会計補正予算です。

以上3件は一括議題とし、所管が同じ議題はまとめて説明を受けたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、以上3件は一括議題とすることに決定いたしました。

◇ ◇ ◇
○議長（斎藤博美君） 日程第29、議案第59号「平成28年度川俣町一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤修一君） 議案第59号、平成28年度川俣町一般会計補正予算（第1号）について説明した。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第30、議案第60号「平成28年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」、日程第31、議案第61号「平成28年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第1号）」、以上2件を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） 議案第60号、平成28年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第61号、平成28年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明した。

◇

◇

◇

◎散会の宣告

○議長（斎藤博美君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これから、総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会を開催していただき、なお、各常任委員会の運営については、各常任委員長にお願いいたします。

明日3日金曜日は、午前10時から本会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれをもって散会といたします。

ご苦労さまでした。

（午後2時47分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 斎藤博美

同 署名議員 高橋清美

同 署名議員 高橋道弘